

「タクシー運賃・定額運賃の改定について」お知らせ

お客様各位

日頃から大和自動車交通グループのタクシーを御愛顧頂きまして誠にありがとうございます。さて、この度消費税率改定に伴い、特別区・武三交通圏(東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市)における一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の新たな公定幅運賃が公示され、令和元年 9 月 20 日に届け出を完了致しました。

これに伴い、令和元年 10 月 1 日の運行車両より、新たなタクシー運賃・定額運賃となりますのでご案内申し上げます。

今後もサービスを充実させ、お客様に喜ばれるタクシーを提供して参りますので末永く御愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

改定運賃実施 令和元年 10 月 1 日(火)

	現行運賃	改定運賃	備考
初乗り距離	1.052 km	1.052 km	変更ありません
初乗り運賃	410 円	420 円	
加算距離	237 m	233 m	
加算運賃	80 円	80 円	変更ありません
時間距離併用運賃	時速 10km 以下 90 秒毎に 80 円	時速 10km 以下 85 秒毎に 80 円	
時間制運賃	初乗 1 時間まで 4,650 円 加算 30 分迄毎に 2,110 円	初乗 1 時間まで 4,700 円 加算 30 分迄毎に 2,150 円	
迎車料金	410 円	420 円	
予約料金	410 円	420 円	
深夜割増料金	22 時～5 時まで 2 割増	22 時～5 時まで 2 割増	変更ありません

※改定運賃は令和元年 10 月 1 日を運行日付として出庫する車両より適用されます。